

これまでの議論における論点のまとめ

提出委員の名前を記載(敬称略)

< 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む) * 各論点について重要性を記入	重要性 ()	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む) * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性()		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
水俣病の発生初期における行政等の対応の問題	<p>・初期において動物に異常が生じたことを見逃してしまったことを教訓化すべき</p> <p>・「魚が危ない」と生活現場で直感的に理解されていたのに、なぜ科学的、行政的、社会的理解に至らなかったのか。</p> <p>・住民が魚を食べ続け水俣病被害が広がったのは、昭和32年段階で行政が積極的に関与していなかったからではないか。</p> <p>・食品衛生法による規制のような強制的な権限の行使には必ず反動(この場合漁業補償)があり、この反動を背負える組織や行政官のあり方が考えられなければならない。</p>	<p>(柳田)</p> <p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p> <p>(丸山)</p> <p>(吉井)</p> <p>(柳田)</p> <p>(丸山)</p> <p>(吉井)</p> <p>(柳田)</p> <p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p>	<p>・地域社会が「チッソ運命共同体」となっていたことが、水俣病の発生・拡大に大きく係わってきた。地域の存立基盤を多元化する取組が必要である。(丸山)</p> <p>・原因の科学的調査を早期に徹底的にできる仕組みを考えるべき</p> <p>・(1) 動植物であれ人体であれ、何らかの「異常」の発生があった場合、しかるべき行政機関が速やかに「事実」を確認し、基本データとして記録し公表するとともに、あらかじめ各種専門家によって設置しておく「異常事象評価委員会(仮称)」を緊急招集して、問題の「異常」の構造、原因影響についてとりあえずの判断をする。本格的な調査は、問題の性質に対応して、別の調査委員会が取り組む。担当行政官は、住民が生活現場で直感的に「異常」と感じたことに虚心を持つように、例えば20世紀初頭フランスのクーリエ炭坑炭じん爆発によるCO中毒患者の実態を調査したステアリン医師の姿勢と論文を学ぶなど、特別の訓練を受けるようにすること。(柳田)</p> <p>・自然現象の異常を察知し、早急に分析することが大切。環境庁発足以前であったが、現在では、環境省が的確に対処されると思う。(吉井)</p> <p>・魚介類の水銀汚染状況を魚種ごとに公開されているが、自然現象の異常も公開されることが必要。(吉井)</p> <p>・(2)行政の不作為をなくすため、環境基本法の中で行政官の初動の重要性と責任を明記する。(柳田)</p> <p>・(3)担当行政官は、上記(1)の と(2)の任務を果たす重要性を優先的に配慮され、個人的に事後に賠償責任を負わされないことが法規に明記されるべき。(柳田)</p>	<p>(丸山)</p> <p>(丸山)</p> <p>(吉井)</p> <p>(吉井)</p> <p>(柳田)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p>	<p>(丸山)</p> <p>(吉井)</p> <p>(吉井)</p>	<p>(吉井)</p> <p>(柳田)</p>

< 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む) * 各論点について重要性を記入	重要性 ()	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む) * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性()		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
昭和34年末の水俣病問題の 終息化(蓋閉め)の問題	<p>・水俣病のような公害問題において原因とは何か、どこまで わかったら原因として対策を講ずるべきか。</p> <p>・どのような行政的組織ないし行政権限行使の枠組みを作れ ば人的災害に適切に対応できるのか。日本は危機管理的な 規制権限を行使することが苦手なのは、行使するには政 治的な決断が必要な場合もある。</p> <p>・科学的な原因解明の不確実性が対応を遅らせチッソを擁護 する口実となったが、直接関わった科学者の責任とともに、そ れを利用した当時の化学工業界全体や産業行政(政策)の問題 が問われるべき。</p> <p>・チッソの生産継続のため、排水を止めるなどの要望を行った 34年当時の地域社会の問題も問い直すべき</p>	<p>(柳田)</p> <p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p> <p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p> <p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p>	<p>・科学的に厳密な原因解明は、それはそれで重要だ が、被害者の視点に立つなら、かなりの確率で原因と 見られるものが絞られた段階で、行政的に「推定原因」 とする。万が一にでも「推定原因」に誤りがあり、その影 響による損害が生じた場合には、担当者の責任を問わ ず、被害補償を行うことを法令に明記する。(社会的な 安全のためのコストという考え方をする。)(柳田)</p> <p>・人命優先を基本とした予防原則の確立(吉井)</p> <p>・各方面に甚大な影響を及ぼすことにある権限行使を 政治的決断にかからせるため、強力な調査権及び勧告 権を持つ独立の機関を設けることなど。</p> <p>・国家の危機管理組織と同じような位置づけと権限を 持った「生活安全保障庁」と呼ぶべき組織を内閣(首 相)直属の機関として設置するのが理想像。別に提案 している「被害支援局」はこの「生活安全保障庁」に属 するものにすればベスト。1ページの部分で提案した事 項もこれができるばすべて包括することができる。(柳 田)</p> <p>・21世紀の政治・行政は生活安全保障(生命の安全保 障を含む)が産業振興・経済成長の名の下に犠牲にさ れることなく、最重要課題の一つであることを行政法 の中で明記すること。(柳田)</p> <p>・科学者の責任については、本懇談会の名において、 提言書とは別に声明文として発表すること。(柳田)</p> <p>・予想しなかった地域の存続に係る事態であり、一時的 な錯誤はやむを得ないことであったが、早急に正常化 の努力をすべきであった。それがなかったように思う。 国や県が排水の危険性を指摘しなかったことが誤った 行動に走らせた。地方救済策など国の政策を示し、地 方住民に安心感を持たせる、地方自治の在り方、人権 教育の徹底。(吉井)</p>	<p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p> <p>(柳田)</p>	<p>(吉井)</p> <p>(丸山)</p> <p>(柳田)</p>	

< 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む) * 各論点について重要性を記入	重要性 ()	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む) * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性()			
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標	
昭和35年以降の行政の不作为等(43年までの空白の8年間の問題)	<p>・漁場補償調停や見舞金契約締結など政治決着による問題の沈静化は問題の解決にはならず、残された課題の明確化と継承がなされなかったことが行政等の不作为を助長した。</p> <p>・昭和30年代の過程では、行政は問題が起こり訴えが起これば対応し、それが沈静化すれば放置するという対応に終始したが、必要がある場合には常に的確に対応するような「能動的行政」の実現が重要では。</p> <p>・新潟水俣病の発生によって、再び水俣病が社会問題化した。それがなければリスクが継続していても対応がなされない構造が問題</p>	<p>(柳田) (吉井)</p> <p>(柳田) (吉井)</p> <p>(柳田) (吉井)</p>	<p>・1、2ページの行政対応の問題と一体をなすものである。それらに対する解決策として 前記のように行政の不作为をなくすために環境基本法で行政官の初動だけでなくあらゆる局面で対応の重要性と責任を明記する。何らかの解決策を打ち出すとき、残された課題となぜ残されたかの理由を明示することをルール化すること。(柳田)</p> <p>・「早急な沈静化」を目的とした政治主導が突出して、行政の本来の任務である原因究明を始め、事件の全体像の解明、事態の把握などは放棄された。政治的決着はそれとして、事件の本質にせまる行政の能動性が求められる。(吉井)</p>		(柳田)	(吉井)	(吉井)

< 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む) * 各論点について重要性を記入	重要性 ()	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む) * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性()		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
公害等の問題に当たっての行政 や科学者等の対応のあり方	<p>・新たに問題が起こったときに重要なのは、専門分化した枠組みの中だけで問題を処理しようとする乾いた3人称の視点ではなく、自らが被害者であったらばどうであるかを考えつつ、今あるセクションの中でも何とか対応できる方途はないかを追求するような2.5人称の視点を持つことではないか。</p> <p>・どのような組織的な保障(保証)を持ってすれば、問題に当たって対応する行政官に意識を変え、2.5人称の視点に立った対応を引き出すことができるか。</p>	(柳田) (吉井)	<p>・行政等の組織の中に被害者の立場に立つなど2.5人称の視点を常に保持し対応する専門機関のようなものをつくるのが、行政全体の問題意識を変えていく組織的な保障ともなるのでは。</p> <p>・具体的には、「被害者支援局」を内閣(首相)直属の機関として作るとともに、さらに大きな枠組みとして「生活安全保障庁」の設置を提案したい。(柳田)</p>	(吉井)	(柳田) (吉井) (丸山)	(吉井)
	<p>・科学的な不確実性に対して、未然の予防を言うためには、今言われている技術者倫理や説明責任、情報公開を超えたもう一概念必要ではないか。</p>	(柳田) (吉井) (丸山)	<p>・科学的知見に基づく判断と社会的にどう取り組むかの判断とを区別して、それぞれの役割分担を考えていくことが重要かつ有効では。</p> <p>・無害の確証がない限り、化学物質等の環境への排出は許されないという安全性の考え方を政治・行政・産業界に浸透させていく必要がある。(丸山)</p> <p>・専門家(技術者、行政官、法律家など)はたとえ倫理という用語を使っても、科学性、一般性、論理性、整合性などを至上の価値として、管理的視点から抜け出せないでいた。これからは、不確実な要素や個人的な要素の強い実社会の中で、生きている人の「いのち」や「生活」を守るという視点を重視するには、自らが被害者の家族になったらどうなるのかという視点をベースにした「被害者倫理(2.5人称の視点と同じ)」というべき視点と評価基準を社会が共有すべきだと提言したい。(柳田)</p>	(吉井)	(吉井) (丸山) (柳田)	(吉井)

< 水俣病の発生拡大と責任 >

項目	問題・課題に対する考え方や発生の原因 (具体的な教訓になりうるものも含む) * 各論点について重要性を記入	重要性 ()	今後の対応の方向性 (具体的な提言や将来に向けた教訓も含む) * 各論点について、緊急性・重要性を記入	緊急性(早急～長期) 重要性()		
				早急 な対応	中期的 対応	長期的 目標
責任と謝罪のあり方	<p>・個人の責任追及など犯人捜しではなく、システムのどこに問題がありその中でどういう判断が行われたかという視点が重要</p>	<p>(吉井) (柳田)</p>	<p>・日本人の精神的風土として「責任追及主義」が揺るぎなく浸透していて、容易には変えられそうにない現実があるのを長年事故調査を安全対策の視点からやってきて痛感しているが、責任追及は被害者の立場に立てば避けられないにしても、これからはそれだけでなく公害問題の再発防止のためには公害の発生と被害発生・拡大の要因分析を(航空事故、鉄道事故、の調査の方法と同じようにして)行い、様々な要因に対し、何をなすべきかを明示し勧告する調査機関を設置することを提案したい。(柳田)</p> <p>・行政の責任の取り方は、「行政マンが人間として判断できる組織風土、行政文化を育てること」では</p>	(吉井)	(柳田)	(丸山)
	<p>・高度成長の恩恵を受けた日本社会全体が、それを支えたチッソの生産を継続させた面があり、このような場合の責任の取り方はどうすべきか。</p>	<p>(柳田) (吉井)</p>	<p>・我々日本人の経済的繁栄は水俣病患者、家族の犠牲の上に成り立ったのだという視点に立って、日本人がそれぞれの所得の何%かを水俣病患者家族にお返しするという意識の表明とその具体的実践が必要。責任の取り方は水俣病患者家族への思い切った支援(通常の生活援助や医療費支援を遙かに上回ってしかるべき)と、地域の再生への公的資金の投入などで表すべき。(柳田)</p> <p>・国民全体の利益の追求の過程で、一部国民に大きな被害をもたらしたという認識を国民に持たせる手段が必要。国民の謝罪は国民を代表する国の謝罪であるが、その中で国民の意思を表現すべき。(吉井)</p>	(柳田)		
	<p>・最高裁判決を踏まえ、反省と謝罪を前提とした水俣病対策はどのようなものかを考えていきたい。</p>	<p>(丸山) (吉井) (柳田)</p>	<p>・謝罪と再発防止の決意、具体的取組の表明が、被害者の苦痛や無念の思いを和らげる。</p>	(吉井)		(丸山)